

竜北ナビ



【目次】

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ・校訓、校歌など・・・・・・・・・・ 1、2 | ・生徒会、学級・・・・・・・・・・ 3 |
| ・登下校時間、持ち物など・・・・ 4 | ・制服・・・・・・・・・・・・・・ 5 |
| ・靴、防寒着、頭髮・・・・・・・・・・ 6 | ・自転車通学、部活・・・・・・ 7 |
| ・図書室利用について・・・・・・・・ 8 | ・学区地図・・・・・・・・・・ 9, 10 |
| ・災害対応について・・・・・・・・・・ 11 | ・相談窓口・・・・・・・・・・ 12 |

知立市立竜北中学校

〒472-0022 知立市山屋敷町東山2番地2

TEL 0566-82-8131 FAX 0566-82-8132

学校ホームページ <http://www.city.chiryu.ed.jp/ryuhokujh/>



ホームページ QR コード

年	組	番	名前
---	---	---	----

竜北中の誕生

本校は、昭和 52 年 4 月 1 日に、知立中学校のマンモス化を解消する目的で開校。生徒数 758 名、学級数 18 学級でスタート。

本校は、昭和 52 年 4 月 1 日に、知立中学校のマンモス化を解消する目的で開校。生徒数 758 名、学級数 18 学級でスタート。

<学校名の2つの由来>

- 1 知立小学校と知立中学校の校章に「龍」がデザインされている。
 - 2 知立の「立」(りゅう)の文字にかける。
- このことから、昭和 52 年 3 月 25 日に学校名を「知立市立竜北中学校」に決定。

めざす生徒の姿

- 1 ひとむきに励む生徒(知)：基礎・基本を培い、自ら学ぶ意欲を高め、知性豊かな生徒
- 2 思いやりのある生徒(徳)：人権感覚を磨き、生命や人格を尊重する、心豊かな生徒
- 3 たくましい生徒(体)：心身を鍛錬し、生涯にわたりたくましく生き抜いていく生徒

校訓

『錬磨・創造』

校章

竜北中学校の生徒が、今に生き、未来を拓く人間になれるよう、日々勉学に励む姿が2句に込められている。



校歌

知立市立竜北中学校校歌

♩=112~116 *mf* *legato* 河合 俊郎 作詞
川崎 祥悦 作曲

ちりゅう の はらの あさ あけ は あか
marcato *legato* *f*
る い ま ど に て り は え る き ぼ
う あ ら た な ま な び や に つ ど う けん じ ょ わ が と も
V *marcato* *V*
よ わ か い い の ち だ ひ た む き に は げ ん で い こ
[1, 2. *V* [3. *V*
う りゅう う ほ く ちゅう 2. み か う わ
V *ff*
が ほ こ う わ が ほ こ う
が ほ こ う

JASRAC 出 1709278-701
<http://www.jasrac.or.jp>

- 2 三河の空に 飛ぶ雲は
はるかな夢を 呼んでいる
青空たかく はばたいて
きそうなかまよ わが友よ
若いちからだ たくましく
きたえていこう 竜北中
- 3 松の並木や かきつばた
みおやの声が よみがえる
逢妻川の ささやきに
ゆれる穂波よ ふるさとよ
若いねがいだ たゆみなく
きずいていこう わが母校

応援歌

昭和 53 年 9 月 16 日 作詞 高木英治 作曲 前田重之

- | | | |
|--|---|--|
| 1 三河平野の朝明けに
日頃鍛えし我が腕を
いざや 試さん この機会
若い力は みなぎりて
竜北 竜北
竜北健児の意気高し | 2 知立の原の夕映えに
磨きし腕を発揮して
いざや 進まん 一筋に
闘志満々 ひと燃えて
竜北 竜北
竜北健児の意気高し | 3 厳しき試練に耐え抜いて
勝利を目指しまっしぐら
いざや 戦わん 母校のために
ああ青春の 血は燃えて
竜北 竜北
竜北魂ここにあり |
|--|---|--|

竜北讃歌

平成 11 年 11 月 13 日 作詞 平成 11 年度 3 年生 作曲 中川 健

- | | |
|--|--|
| 1 この広い世界 私たち出会い
そして今 仲間と過ごす
ここから未来は
永遠（とわ）に続いてく | 3 心をつなぐ 過ぎゆく時間
輝くあしたへ 翼を広げて
はばたけ 空さえこえて
※繰り返し |
| 2 笑顔であふれる 最高の場所
みんなの心が 一つに集まる
その時 未来は見える

新しいドアをあけて
一筋の光だけを信じてみる
いつまでも
同じ所にいるわけにはいなくて
歩きだしてみただ 僕らの夢へ | 4 悲しい時には そばにいてくれた
大切な仲間に支えられ
歩んできたこの道
これからも忘れない
未来への扉へ
一歩ずつ歩きだす |
- ※

人権宣言

平成 7 年 2 月 4 日

集会等、折に触れて全校生徒と教職員で
唱和し、人権感覚を磨く一助としています。

竜北中学校人権宣言

- 一、私たちは相手の気持ちを考えて行動します。
- 一、私たちは仲間を大切に行動します。
- 一、私たちはいじめをしません。
- 一、私たちは見て見ぬふりをせず勇気をもって行動します。

平成 7 年 2 月 4 日制定

竜北中学校生徒会 竜北中学校教職員

マイクラス人権宣言

平成 25 年度から

「みんなの居場所がある学級とは」というテーマ
で、毎年、学級での合言葉を決めています。

※マイクラス人権宣言の一例

「自分らしくいられるクラス」

【普段から心がけていること】

- ① 友達の思いを尊重する
- ② お互いの話（意見）を最後まできちんと聞く
- ③ 思ったことは正直に言い合う

生徒会活動・学級活動について

○生徒会活動について

生徒会会則にもとづいて、生徒会活動を行います。生徒会費は、前後期それぞれ一人500円です。

第1条 本会は、竜北中学校生徒会と称する。

第2条 本会は、学校や地域社会との連携のもの、生徒の自治的活動を通して、自主性及び社会性の発達と、学校生活の充実向上を図ることを目的とする。

第3条 会員は、本校全生徒とする。

第4条 第2条の目的を達成するための最高の議決機関を生徒議会とする。

第5条 生徒議会は、必要に応じて開会され、会長によって召集される。

第6条 生徒議会は、各学級の級長、執行部によって構成する。議長は生徒会長が務めることを原則とする。必要に応じて各委員会の委員長が出席する。

第7条 各学級の級長は、それぞれ1票の票決権を持ち議決は多数決による。

第8条 本会は、次の役員を置き執行部とする。会長1、執行委員6（男2女2自由2）

第9条 執行部役員は全校生徒の無記名投票により選出される。選出には選挙管理委員会を設置することができる。

第10条 立候補者が定員に満たない場合、その人数で信任投票を行い、選出を行う。

第11条 会長は執行部の長であり、執行委員は会長不在の場合、これに代わる。

第12条 執行部会は、会長が必要に応じて開くことにする。

第13条 執行委員は次の事項についての正確完全な記録の保持にあたる。

1.会則の修正 2.役員名簿 3.議事記録 4.計画実施記録 5.通信文

第14条 執行委員は、会計事務及び生徒会財政の事務を司り、年度末に報告を行う。

第15条 執行部役員は、3月及び9月に改選する。

第16条 役員の任期（前期4月～9月、後期10月～3月）は1期間とするが再選をさまたげない。

第17条 次の委員会を設け、委員会の人数については、年度初めに定める。

第18条 委員会の委員は各学級より選出される。

第19条 委員の任期（前期4月～9月、後期10月～3月）は1期間とするが再選をさまたげない。

第20条 委員会は次の通りとする。（↓令和7年度版。内容は変更もある）

委員会名	主 な 任 務	委員会名	主 な 任 務
生徒議会	学校を過ごしやすく、よりよくするための提案や決定・運営など、中心となって活動する。	保 健	けが人や病人の対応・出欠黒板の記入・健康観察
人権啓発	自他を大切にできる学校を目指した取り組みの計画と実践	給 食	白衣の補修・消毒液の補充・配膳台清掃
デジタル	ネットや情報に関わるモラルなどの啓発活動	図 書	読書活動の活発化を図る計画と実践
生 活	旗揚げ当番・あいさつや身なりや校内整理整頓などの計画と実践	環 境	清掃・花壇作業・校内整頓作業など
放 送	校内放送の計画と実践		

第21条 学級役員は級長2名（男、女）、人権啓発委員2名（男、女）、書記2名（男、女）とする。

第22条 学級役員は学級の生徒によって互選される。

第23条 学級役員の任務は別に定める。

第24条 生徒総会は、必要に応じて開会され、会長によって召集される。

第25条 本会は、会費及び特別収入をこれにあてることとする。

第26条 校長は、生徒会のどんな問題に対しても、最高決定権をもつこととする。

第27条 本会の会則を変更する修正案は、書面で生徒議会に提案し、全議員の3分の2以上の多数によって可決され、学校長の承認があって実施されるものとする。

第28条 新規会則は、生徒議会において、全議員の3分の2以上の多数によって可決さ

れ、学校長の承認があつて、実施されるものとする。

○学級活動について

- ・学級の役員は、級長2名（男、女）、人権啓発委員2名（男、女）、学級書記2名（男、女）とする。

級長 男1名、女1名

- ・学級全体をまとめ、担任と共に楽しく、やる気のある学級作りに努める。
- ・通達事項の徹底を図る。 ・学級会の議長を務める。
- ・生徒議会議員として各自の与えられた任務を果たす。

人権啓発委員 男1名、女1名

- ・いじめのない学級を目指した取り組みを計画し、実践する。

学級書記 男1名、女1名

- ・学級会の記録をつける。 ・その他学級の記録に関する事項を司る。

- ・竜北中学校人権宣言の精神にもとづき、各学級でマイクラス人権宣言を作ります。学級を第2の家族と思い、学級の仲間全員にとって居心地のよい空間になるよう、互いを大切に思う雰囲気大切にしています。

学校での生活について

- ・生活習慣を整えましょう。早寝早起きを心がけ、朝食を食べて登校しましょう。
- ・自分のこと、周りの仲間も大切に、思いやりの心を持って生活しましょう。
- ・体調がすぐれない場合、休めば回復しそうな時は1時間保健室で休めます。症状が重い場合や回復しない場合は、保護者に連絡し、早退の対応をします。
- ・悩みがあるときは、一人で悩まず、誰かに相談しましょう。「心の教室」でも相談を受けています。

○登校・下校時刻について

【登校時間】 8時から8時10分です。8時15分に教室で出欠確認します。

昇降口は8:00に開場します。 ※「不在」は遅刻とします。

【下校時刻】 4月1日 ～ 前期終了日まで・・・17:00

後期開始 ～ 1,2年生学年末テスト終了まで・・・16:30

学年末テスト ～ 3月31日まで・・・17:00

○持ち物について

- ・持ち物には必ず記名をしてください。（特に体操服、ジャージ、運動靴、スリッパなど）
- ・通学鞆の取り違い防止のため、1つに限りキーホルダーを許可します。（ただし、大きさはこぶし大程度まで。紛失しても納得できるものにしましょう）
- ・学校生活で不要なものや高価なものは持ってこない。
- ・教科書等の荷物については、自分の体力や体調、宿題等の進み具合等を考え、持ち帰る荷物は自分で判断する。教室ロッカー内は、整理整頓を心がけること。
- ・飲料は、水、お茶を可とします。休日や長期休業時の部活動や熱中症予防期間は、スポーツドリンクも可とする。
- ・習字道具や木工用具、絵の具等の用具は、兄弟姉妹で貸し借りしてもかまいません。
- ・傘は、色等の指定は無し。取り違い防止のためしっかり記名をする。
- ・日焼け止めクリーム、制汗剤・制汗スプレーは、無香料のものを許可します。汗拭きシートは禁止です。

・使い捨てカイロは持ってきてもかまいません。ただし、持ち帰って自宅で処分をすること。

○制服等について

【ブレザー】

男	冬：ブレザー、白無地のカッターシャツかポロシャツ（ワンポイント可）、スラックス、ベルト（黒）、くつ下（白・黒・紺・グレー）、ネクタイ・リボン（着用は自由） 夏：白無地のカッターシャツかポロシャツ（ワンポイント可）、スラックス、ベルト（黒）、くつ下（白・黒・紺・グレー）、ネクタイ・リボン（着用は自由）
女	【スカートの場合】 冬：ブレザー、白無地のブラウスカポロシャツ（ワンポイント可）、スカート、ネクタイ・リボン（着用は自由） くつ下（白・黒・紺・グレー）、ストッキング（ベージュ）、タイツ（黒） 夏：白無地のブラウスカポロシャツ（ワンポイント可）、スカート、ネクタイ・リボン（着用は自由）、くつ下（白・黒・紺・グレー）
	【スラックスの場合】 冬：ブレザー、白無地のブラウスカポロシャツ（ワンポイント可）、スラックス、ベルト（黒）、くつ下（白・黒・紺・グレー）、ネクタイ・リボン（着用は自由） 夏：白無地のブラウスカポロシャツ（ワンポイント可）、スラックス、ネクタイ・リボン（着用は自由）、ベルト（黒）、くつ下（白・黒・紺・グレー）

【標準学生服・セーラー服】

男	冬：標準学生服、ズボン、ベルト（黒）、くつ下（白・黒・紺・グレー）、襟カラー（ラウンドカラー可） 夏：白無地のカッターシャツかポロシャツ（ワンポイント可）、ズボン、ベルト（黒）、くつ下（白・黒・紺・グレー）
女	冬：標準セーラー服、襟カバー（白色）※着用は自由、リボン（えんじ）、スカート くつ下（白・黒・紺・グレー）、ストッキング（ベージュ）、タイツ（黒） 夏：白線2本入りの紺襟の夏用セーラー服または白無地のポロシャツ、リボン（えんじ）、スカート、くつ下（白・黒・紺・グレー）

【諸注意】

- ①カッターシャツ、ブラウス、ポロシャツに指定はありません。全て襟付き、白色、無地のものとし、スラックスやズボン、スカートにしまって着用する。
※カッターシャツやブラウスの柄入り、袖口やボタンの色入り等は禁止とします。
※カッターシャツ・ブラウス・ポロシャツは1番上のボタン以外は必ずはめます。
- ②ベルトは、特別な飾り金具のない標準的なものを使用すること。
- ③スカート丈は膝が隠れる長さとし、ます。
- ④制服の中に着るものは、特に指定はなし。（パーカーの類は外に出さない）
- ⑤制服・ブレザー、ともにボタンは必ずはめて着用する。
- ⑥ネクタイ、リボンの着用は自由（ブレザー）。
※着用する場合はブレザーの中はカッターシャツかブラウスとし、ボタンは全てはめる。

※原則、制服で生活をします。しかし夏季（熱中症対策：5月中旬～10月中旬）は、体操服で生活することもできます。※期間は気候によって変更もあります。

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
服	制服（夏服・冬服）											
装	体操服で生活することもできる GW1 週間後～前期終了（予定）											

○名札

学校内は名札を着用する。（登下校はつけない）

縦8cm×横5cmの台布（黒・紺）に糸で縫い付ける。

左上に校章を付け、安全ピンで左胸につける。



○靴、シャツなど

- ・靴は白・黒・グレー・紺の運動靴とします。（ハイカット、かかとの高い靴、おしゃれ目的で柄が派手な靴、革靴、運動に適さない靴は不可）※どこかに必ず記名すること。
- ・体操服は、ハーフパンツの中にしまって着ることとします。
- ・休日、長期休業時の部活動は、着替え用としてTシャツやポロシャツ使用も可（無地、ワンポイント、色は問わず） ※登下校は制服または体操服とする。

○ウインドブレーカーなどの防寒着

- ・寒くなったら個人の判断で着用してよい。色や柄などのきまりはありません。ダウンジャケットなど厚みのあるものは禁止（ロッカー内収納のため）フードはついていても良い。登下校や清掃活動時、体育館やグラウンドでの授業や行事、部活動等で着用可。教室内は着用しない。
- ・防寒着の前は閉じて着用する。
- ・マフラー、ネックウォーマー、手袋（5本指）に色や柄等のきまりはありません。
※自転車に絡まる、耳が隠れて聞こえない、など着用には安全に留意して使用すること。
- ・高価なものを避ける。

○頭髪等について

- ・爪は短く清潔を保ち、マニキュアなど装飾はしない。
- ・眉毛は必要以上にいじらない（剃る、細く加工するなど）
- ・化粧をすることは禁止です。
- ・清潔で、運動や勉強に差し支えない髪型にする。染色、脱色、パーマや整髪料の使用などは禁止です。
- ・前髪は目が隠れない長さとし、それ以外は肩にかからない長さとする。長い場合は、ピンで留めるかゴム紐（色は黒・紺・茶）で結ぶ。運動時に怪我をすることもあるため、ピンで留めなくてもよい長さを推奨しています。

通学について

○自転車通学について

- ・自転車通学許可区域に住んでいる生徒に自転車通学を許可します。

＜自転車通学許可区域＞（通学路・自転車通学許可区域地図参照 ※太線枠内）

- ① 八橋町（山田谷、大流、源田谷、池下、川原田、登城と東組１・２・３・９・１０組、城下の名鉄線以北）、来迎寺町（天白、西中畑、木ノ根田、南天白、東中畑、下り戸、昼場、沖中、広海道、御堂道）、牛田町（向田、東向山、湯山）、逢妻町、西町、桜木町内の西町行政区、宝町、西丘町、桜木町桜木の一部、栄、１丁目、本町本、本町中通、暫定措置区域対象者
- ②①以外の生徒で家庭の事情や身体状況などについて、その理由を学校が認めた場合

- ・自転車は実用車または、軽快車とし、色は問わない。
- ・ハンドルは、セミアップ又はオールラウンダーとする。（販売店に伝えると分かります）
- ・スタンドは両立とし、荷台のあるものとします。
- ・自転車は常に整備して使用すること。（ブレーキ、空気圧、反射鏡、ライト、ベル等）
- ・使用する自転車は、必ず、防犯登録をする。
- ・愛知県の条例で自転車損害賠償責任保険等の加入が義務づけられています。必ず加入してください。
- ・雨の日は、カッパを着て自転車通学をします。上下セパレートのカッパが好ましい。制服を脱いでカッパを着ることも可。必要に応じて、鞆カバーも活用すること。
- ・自転車通学許可シールは、後輪の見える場所に必ず貼付すること。

＜自転車通学の約束＞

- ・ヘルメットをかぶる。 ・鞆は荷台にひもで付けるか、背負う。 ・通学路を通る。
- ・雨の日はカッパを着用する。 ・校内では、自転車をひいて歩く。
- ・校内では、自転車の鍵をかけ、自分で鍵を管理する。
- ・交通安全（左側１列通行、２人乗りをしない、一時停止等）に気をつける。

※自転車の故障などやむを得ない場合を除き、登下校では、歩行者と一緒に押しながら歩いて利用しない。

部活動について

１ 部活動の目的

生徒の自主的・自発的な参加により、スポーツや文化に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力を育む。

２ 部活動の種類（運動部 １１、文化部 ６）

＜男女＞サッカー、ハンドボール、陸上競技、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、卓球、剣道、吹奏楽、美術、和太鼓、茶華道、山車文楽、囲碁、弓道（拠点校部活動）

＜男のみ＞軟式野球 ＜女のみ＞ソフトボール

※下線の部（茶華道、山車文楽、囲碁）は、兼部も可。

３ 活動日について

- ・火、水、金、土 →活動日の基本。
- ・月、木は原則活動をしない。また日曜日に活動した場合、土曜日を振り替えて休日とする。

4 その他

- ・部活動は希望者のみ。
- ・部活動にない、水泳、柔道、体操、バドミントン、相撲等の活動をしている生徒で、本人が希望して日程が合えば、所属している学校の部活動の大会と、これらの種目の大会の両方に参加することもできる。**※ただし、同一の大会に出場することはできません。**
- ・季節を問わず、休日や長期休業中の飲料は、スポーツドリンクも可。
- ・休日や長期休業時は、着替え用として、体操服の代わりにＴシャツやポロシャツも可。（無地でワンポイント可。色は問わず）ただし、登下校は体操服とする。

学校での電話対応時間

学校での電話対応は平日の午前８時から午後５時。 電話番号（0566）82-8131
急を要する場合は、知立市教育委員会学校教育課（0566-83-1111）に連絡。

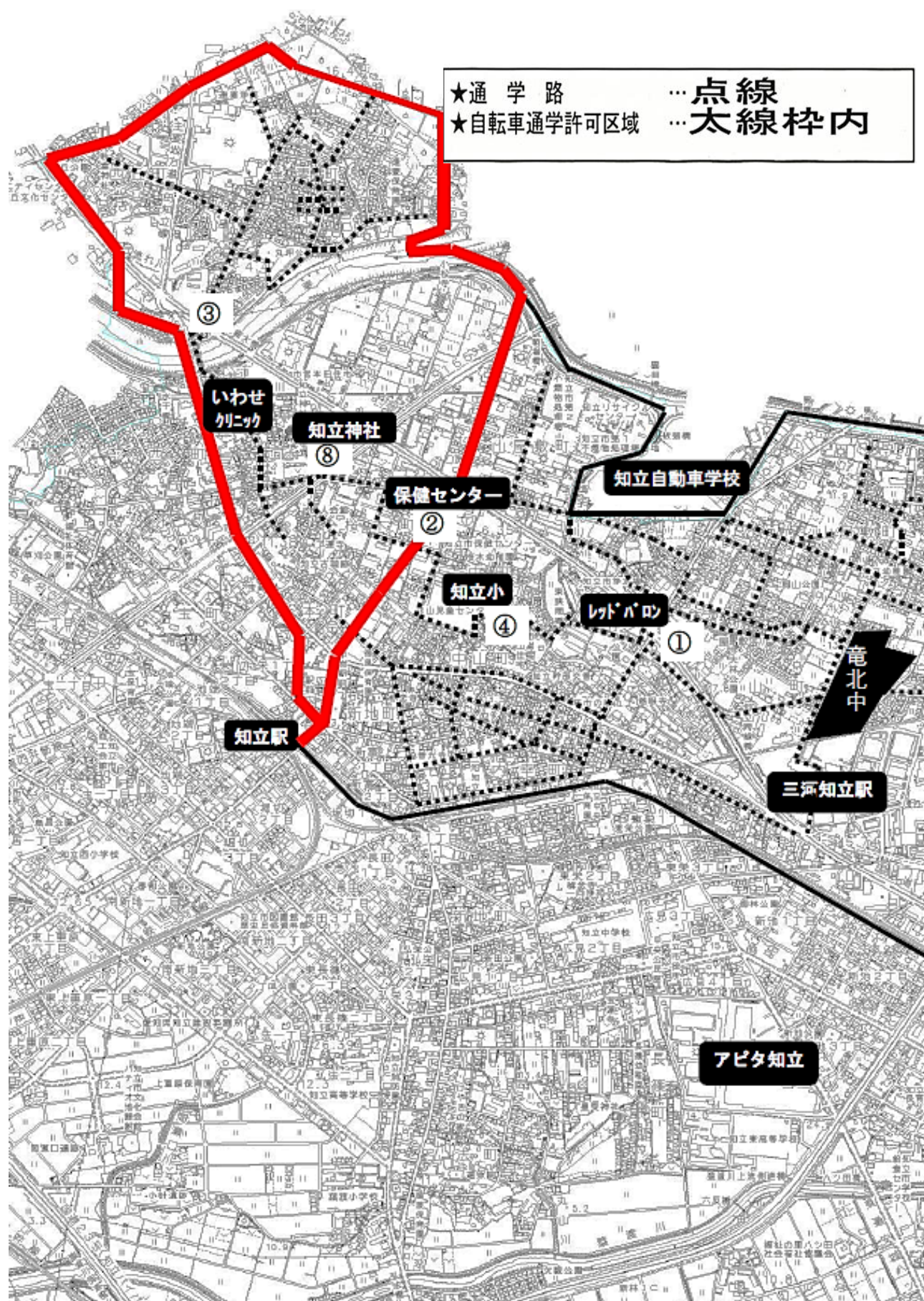
図書室の利用について

○図書室の利用について

- ・図書室は、北校舎４階にあります。図書室内は、マナーよく、静かに過ごすこと。

開館日と時間	月・水・金の清掃終了時から５限開始までと帰りの会後から下校完了１５分前までです。
貸し出し	１回２冊、２週間借りることができます。貸し出しカウンターで手続きをしてください。手続きは、学生証もしくは貸し出しカードを本とともに係に出してください。
返 却	期限内に、返却カウンターで手続きをします。手続きは、係に本を出し、返却手続きをしてもらい、本を元の場所に返してください。
閲 覧	図書室内で自由に閲覧できます。マナーよく閲覧し、本は元の場所に返してください。
その他	借りた本をなくしてしまったときは、担任または係の先生に申し出ること。

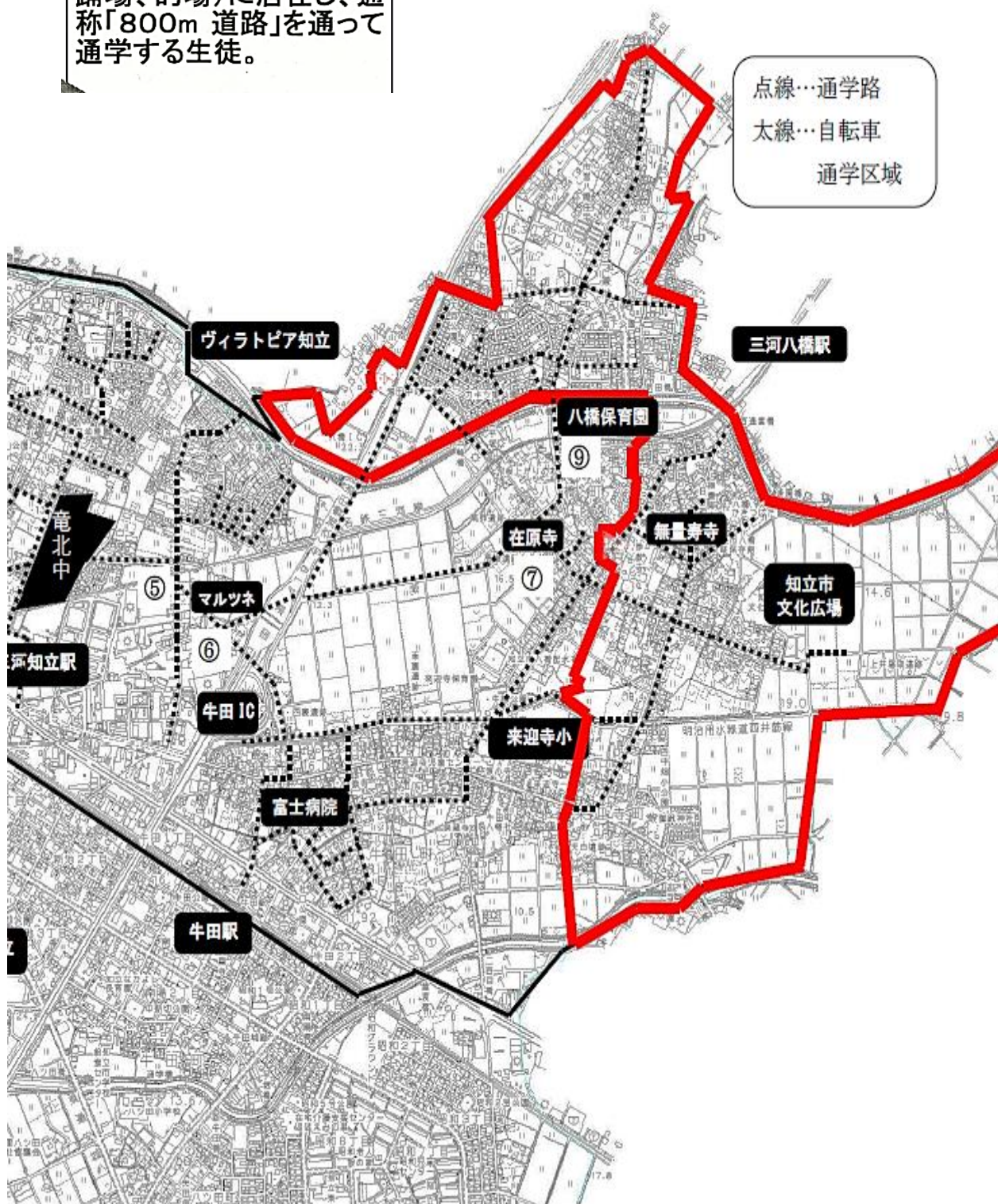
○通学路・自転車通学許可区域地図 ①（知立小方面）



○通学路・自転車通学許可区域地図 ②（来迎寺小方面）

★暫定措置(安全対策)
八橋町(五輪、前畑、
踊場、的場)に居住し、通
称「800m 道路」を通って
通学する生徒。

点線…通学路
太線…自転車
通学区域



自然災害の対応について

※知立市は、愛知県西部、西三河南部に含まれます。

竜北中学校では、以下のように自然災害時の対応をマニュアル化しています。

○異常気象時の対応

【特別警報発表時】対応の原則：「ただちに命を守る行動をとる」こと

- 1 登校前に「特別警報」が知立市に発表された場合
 - (1) 登校しない。(学校は休校です。)
 - (2) 特別警報解除後も、学校からのメール等による連絡があるまでは登校しないでください。
- 2 登校後に「特別警報」が知立市に発表された場合
 - (1) 気象および通学路の状況を見て、生徒の安全を確保する最善の対応(学校待機、保護者への引き渡し等)を行います。下校の際は、保護者への引き渡しを原則とします。
 - (2) 生徒を学校待機とした場合、特別警報解除後も、安全が確保されるまで下校を見合わせます。その後、引き渡しカード(生徒指導個票裏面)の内容に応じて、下校もしくは引き渡しを行います。

【暴風警報】発表時

- 1 登校前に「暴風警報」が知立市に発表された場合
 - (1) 登校しない。
 - (2) 解除後の対応
 - ・午前6時までに解除された場合・・・平常通り授業を行う。
 - ・午前6時までに解除されなかった場合・・・当日の授業はなく休校とする。
- 2 登校後に「暴風警報」が知立市に発表された場合
安全に下校させるための措置をとります。ただし、状況により、下校が困難であると判断された場合は、学校待機とし、安全が確保されるまで下校を見合わせます。その場合は、引き渡しカード(生徒指導個票裏面)の内容に応じて対応します。

その他の気象災害時

- 1 登校前…危険と判断したら、無理せず自宅で待機し、その旨を学校に連絡してください。
- 2 登下校中…危険と思われる箇所があったときは、危険を避けて自宅に向かってください。
- 3 在校中…学校で状況を判断し、暴風警報時に準じて、待機・下校・引き渡しを行います。

○地震に関する対応(南海トラフ地震を含む)

●知立市において、震度5弱以上の地震が突発的に発生した時 → 授業中止

- 1 登校前…登校しないで自宅(家族で決めている避難場所)で待機してください。
- 2 登下校中…自宅(家族で決めている避難場所)に向かってください。
- 3 在校中…直ちに一齐下校または保護者への引き渡しのどちらかになります。学校からメールができない場合は、保護者への引き渡しとなります。

●知立市において、震度1～3の地震が突発的に発生または、南海トラフ地震臨時情報(調査中または巨大地震注意)が発表された時 → 通常授業

●知立市において、震度4の地震が突発的に発生または、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された時 → 原則、通常授業

※「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」が解除された場合は、暴風警報が解除された場合と同様の対応となります。

学校内の相談窓口について

- ・担任の先生、学年の先生、学年主任の先生、授業でお世話になっている先生、部活動の先生、話せる先生に話してみよう。自分ひとりで悩まないで！
- ・心の教室を訪ねてみよう。スクールカウンセラー、心の相談員、あいフレンドなどいろんな大人がいます。どの立場の方も親身に相談にのってくださいます。秘密も守ってもらえます。
- ・スクールカウンセラーへの相談は、予約制です。生徒も保護者の方も相談することができます。毎週火曜日です。予約を取りたい場合は、担任の先生に申し出てください。TEL82-8131

学校外の相談窓口について

○いじめの相談、自分や友だちの命に関わる SOS の相談

子ども SOS ほっとライン 24	0120-0-78310	毎日 24 時間	愛知県教育委員会
-------------------	--------------	----------	----------

○悩みごと・困りごとの相談

ヤングテレホン	052-764-1611	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始のぞく)	愛知県警察本部
---------	--------------	--------------------------------	---------

○友達、勉強、学校、家庭のことで困ったときの相談

知立市ともだちホットライン	0120-481-872	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始のぞく)	知立市役所
教育相談こころの電話	052-261-9671	毎日 10:00～22:00 (年末年始のぞく)	愛知県教育・スポーツ振興財団
チャイルドライン	0120-99-7777	毎日 16:00～21:00	チャイルドラインあいち

○いじめや不登校等に関する家庭教育相談（保護者向け）

家庭教育相談	052-961-0900	月～金 9:00～16:00 (祝日、年末年始のぞく)	愛知県教育委員会
家庭教育相談	0564-27-2740	月～金 9:00～16:00 (祝日、年末年始のぞく)	西三河教育事務所

○いじめ、不登校、非行、虐待、人権等に関する相談

一般教育相談	0561-38-2217	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始のぞく)	愛知県総合教育センター
子ども・家庭 110 番	052-953-4152	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始のぞく)	愛知県児童相談センター
子どもの人権「110 番」	0120-007-110	月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始のぞく)	名古屋法務局
子どもの権利相談	0566-95-0162	月～金 9:00～17:15 (祝日、年末年始のぞく)	知立市家庭児童相談室

○犯罪被害に関する相談

被害少年相談電話	0120-7867-70	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始のぞく)	愛知県警察本部
----------	--------------	--------------------------------	---------

MEMO

